荒川太郎右衛門地区自然再生事業　自然再生事業実施計画骨子（案）

1.目次構成

第１章 実施者の名称および実施者の属する協議会

第２章 自然再生事業の対象となる区域及びその内容

- 第１節　荒川上流及び流域の概要
- 第２節　荒川流域及び太郎右衛門自然再生地の歴史的変遷
- 第３節　太郎右衛門自然再生地の現況
- 第４節　太郎右衛門自然再生地の課題
- 第５節　荒川太郎右衛門地区の自然再生目標
- 第６節　整備の基本方針
- 第７節　整備目標と整備計画
- 第８節　整備後の予測と評価
- 第９節　モニタリング・維持管理

荒川太郎右衛門地区自然再生事業　自然再生全体構想に基づき、簡潔に記載する。

第３章 自然再生事業の対象となる区域の周辺地域の自然環境との関係並びに自然環境の保全上の意義及び効果

- 第１節　周辺地域の自然環境との関係
- 第２節　自然環境の保全上の意義及び効果
- 第３節　生物多様性への配慮事項

これまでの検討内容及び第２章、第６節以後の検討結果を踏まえ記載する。

第４章 その他自然再生事業の実施に関し必要な事項

- 第１節　自然環境学習の実施
- 第２節　普及啓発・情報公開の実施

2.作成の基本方針

『自然再生全体構想』（以下「全体構想」という。）は対象地区の自然再生の全体的な方向性を定め、実施可能なメニューを示すものであるが、『自然再生事業実施計画』（以下「実施計画」という。）は具体的な整備内容、試験施工計画、モニタリング及び維持管理の内容等を示すものである。

自然再生事業では、地域における自然環境の特性に応じて適正な計画を立案するとともに、対象地域に関する事前調査の実施並びに事業実施期間中及び実施後のモニタリングを行うことが重要である。このため、本実施計画においては、以下の項目を詳細に検討し記述するものとする。

第２章　自然再生事業の対象となる区域及びその内容　　第６節～第９節
第４章　その他自然再生事業の実施に関し必要な事項　　第１節～第２節

3.詳細検討項目の記述方針

第２章・第６節　整備の基本方針

【記述方針】
・事業全体並びに上池、中池、下池それぞれの整備の基本方針を記述する。

第２章・第７節　整備目標と整備計画

1.自然再生目標に応じた整備内容
　(1)上池　　(2)中池　　(3)下池
2.整備の優先性と事業の全体スケジュール
3.整備内容
　・期待する機能
　・現状の課題と要因
　・整備内容または方針（ｲﾒｰｼﾞ図、事例写真等含む）

【記述方針】
・全体構想では、整備内容を「水確保」、「水確保以外」、「環境学習と安全な利用」に区分しているが、事業実施にあたっての課題等を具体的に把握できるよう、場所別に再整理する。
・優先的に実施する整備内容を対象に、具体的に記述する。
・整備内容または方針は、試験施工段階と、試験施工により技術的知見を蓄積した後の２段階に分けて記述する。

第２章・第８節　整備後の予測と評価

1.変化予測の方法
2.生態系への影響予測
3.評価方法・指標
4.試験施工計画

【記述方針】
・優先的に実施する整備内容を対象に記述する。
・試験施工による知見の蓄積が必要な事項を抽出し、試験施工計画を記述する。
・生態系への影響予測は学識者の意見を参考に記述する。

第２章・第９節　モニタリング・維持管理

1.モニタリング
　(1)調査区分（物理環境、生物生息）、指標種
　(2)調査項目・方法・内容・時期
2.維持管理
　(1)維持管理の対象及び内容
　(2)市民参加が必要な維持管理項目と実施方針

【記述方針】
・モニタリングは、自然再生目標を達成するために必要な項目を記述する。
・維持管理は、モニタリングの結果を踏まえた再生の促進及び保全に必要な項目について記述する。

第４章・第１節　自然環境学習の実施

1.ハード面（施設整備、他）
2.ソフト面（プログラム　他）

【記述方針】
・環境学習への活用にあたって必要な事業内容を記述する。
・多様な主体の連携･参加による環境学習を実施するための活動プログラム（計画、手法、体制等）について記述する。
・事業内容やプログラムを踏まえた安全管理対策を記述する。

第４章・第２節　普及啓発・情報公開の実施

1.普及啓発
2.情報公開

【記述方針】
・地域住民、ＮＰＯなどへの普及啓発の方針を記述する。
・多様な主体の連携・参加による効率的かつ効果的な情報公開の方法を記述する。

（　　）は詳細検討項目を示す。